

第392回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和4年12月23日（金）

10:00～11:30

場 所 高松市サンポート1番1号
高松港旅客ターミナルビル7階会議室

1 開 会

2 挨 捶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) まあじ及びまいわし太平洋系群に関する知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (2) 漁業権一斉切替えに係る海区漁場計画の作成について（事前協議）
- (3) 令和4年度連合海区漁業調整委員会について（協議）
- (4) 第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）
- (5) その他

5 その他の事項

R4.12.23 資料1

香川海区漁業調整委員会

4 水産第316447号
令和4年12月15日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人

まあじ及びまいわしに関する知事管理漁獲可能量について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、まあじ及びまいわしに関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

指定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	0.1トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	1.0トン	令和4年4月1日～翌年3月31日
※まあじ	香川県まあじ漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
※まいわし太平洋系群	香川県まいわし漁業	現行水準	令和5年1月1日～12月31日
まさば及びごまさば太平洋系群	香川県まさば及びごまさば漁業	現行水準	令和4年7月1日～翌年6月30日

※今回諮問

4水管第2739号
令和4年11月22日

香川県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.21%	256
まいわし 太平洋系群	現行水準	0.01%	100トン未満
まいわし 対馬暖流系群			

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

令和4年度連合海区漁業調整委員会について

1 令和3年度各連合海区漁業調整委員会の結果（令和4年3月当委員会で報告済み） 及びその後の動き

（1）広島・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和4年2月10日（木）14:06～14:38

会議形式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB形式で開催した。

出席者：香川海区5名、広島海区6名

結 果：

- （議案1）会長に広島海区の北田会長、会長代理に香川海区の北尾会長が互選された。
- （議案2）広島・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正案（Web形式の会議開催、議事録の公表に関する内容）について、原案どおり決定した。
- （議案3）令和4年度における各種漁業の入漁協定については、原案どおり決定した。

その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和4年12月19日に広島海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和5年1月18日（水）に事務局事前協議予定。

（2）愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和4年2月17日（木）14:00～14:28

会議形式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB形式で開催した。

出席者：香川海区6名、愛媛海区6名

結 果：

- （議案1）会長に香川海区の北尾会長、会長代理に愛媛海区の林委員が互選された。
- （議案2）愛媛・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正案（Web形式の会議開催、議事録の公表に関する内容）について、原案どおり決定した。
- （議案3）令和4年度における各種漁業の入漁協定については、原案どおり決定した。
- （その他）愛媛県水産課から、毎年漁期前に行っているかに建網の操業に関する関係漁業者同士の事前協議について、新型コロナウイルス感染防止のために令和2年と3年については開催を中止していること及びこの間に操業上のトラブルはないことが報告された。香川海区の委員からも、操業上のトラブルは報告を受けていない旨、発言した。

その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和4年12月16日に愛媛海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和5年1月20日（金）に事務局事前協議予定。
- ・ 令和4年度かに建網漁業について、例年6月に開催している愛媛・香川の関係漁業者同士の事前協議会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止した。香川県水産課は6月に県内関係漁協との意見交換を実施し、R3漁期に操業上のトラブル等がなかったことを確認した。同月、愛媛県とWeb形式での意見交換を実施し、情報共有を行った。

(3)岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和4年2月16日（水）14:30～15:15

会議形式：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB形式で開催した。

出席者：香川海区8名、岡山海区9名

結 果：

- (議案1) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会規程の改正案（Web形式の会議開催、議事録の公表に関する内容）について、原案どおり決定した。
- (議案2) 令和4年度における各種漁業の入漁協定については、原案どおり決定した。
- (その他) 香川県から岡山県西部地区へ入漁する「さわら流網」・「まながつお流網」の操業について岡山海区の委員から、以下の発言があった。
 - ・ 近年、さわら漁期の後半からまながつおの漁期にかけて、香川県の流網漁船が岡山県海面に集中し、岡山県の流網や底びき網の操業に度々支障が生じている。
 - ・ 岡山県西部地区での流網の操業ルールを新たに作成してり、次の漁期が始まるまでに、関係漁業者同士で協議をしたい。

上記発言を受け、香川海区の委員から、さわら流網は許可を要するもの、まながつお流網は相互入会であり、操業する者も両漁業で異なることから、きちんと区別したうえで話を進めてほしい旨、回答した。

その他、香川海区の委員から、さわら流しさし網漁業の週休二日制の取組みについて香川と歩調を合わせてほしいことや、与島漁協と下津井地区とのたこつぼなわ漁業について、お互い円満な操業ができるよう引き続き協議願う旨、発言した。

その後の動き

- ・ 特段の懸案事項はなし（令和4年12月20日に岡山海区事務局と電話確認）。
- ・ 令和5年1月17日（火）に事務局事前協議予定。
- ・ 発言があった岡山県における流網の操業ルールについて、令和4年3月25日付で、岡山県西部地区4漁業協同組合から、中讃地区関係漁業者あてに、岡山県西部海域におけるさわら流網及びまながつお流し網漁業の操業について、要望書が提出された（なお、要望書に対して岡山側から回答を求められたものではない）。
- ・ これを受けて、さわらについては、令和4年3月26日開催の中讃地区さわら流し網協議会総会で協議し、会員に周知した。また、まながつおについては、相互入会している漁協ごとの入会者に周知するとともに、相互入会者の名簿を岡山県水産課を通じて提出した。
- ・ ほかその後動きはない。

3 令和4年度各連合海区漁業調整委員会への対応

(1) 連合海区漁業調整委員会の日程等 (案)

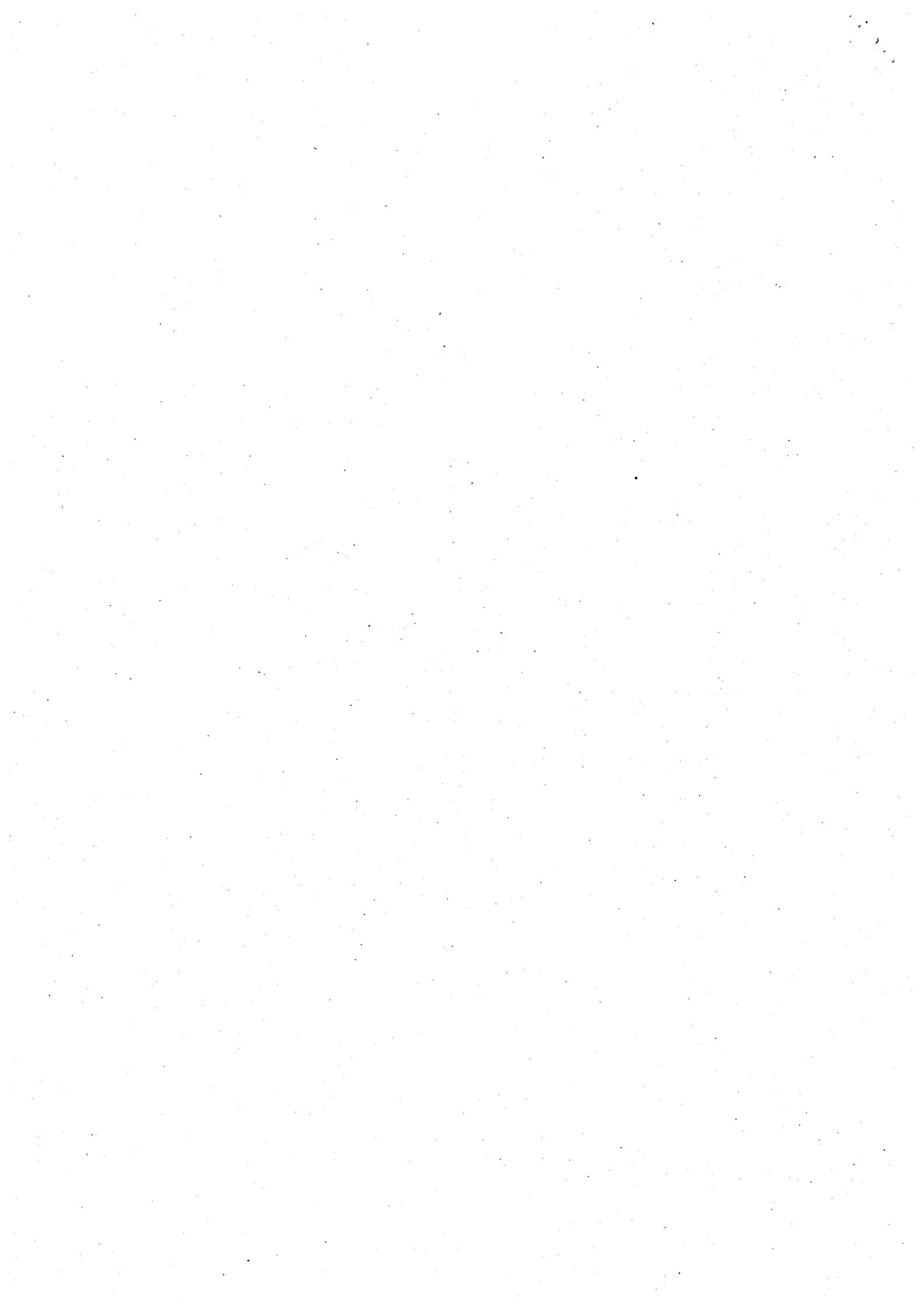
連合海区名(事務局)	予定時期	開催予定場所	委員
愛媛・香川連合海区 漁業調整委員会 (香川海区)	令和5年 2月中～下旬頃	香川県高松市	会長海区：香川海区 北尾会長、宇山委員、山口委員、岩田委員、 大北委員、嶋野委員
広島・香川連合海区 漁業調整委員会 (広島海区)	令和5年 2月中～下旬頃	香川県高松市	会長海区：広島海区 北尾会長、山本委員、山口委員、岩田委員、 嶋野委員、松本委員
岡山・香川連合海区 漁業調整委員会 (岡山海区)	令和5年 2月中～下旬頃	岡山県岡山市	会長海区：岡山海区 北尾会長、橋本委員、北野委員、三木委員、 小見山委員、森委員、志摩委員、岩田委員、 嶋野委員、筒井委員

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からWEB形式や書面形式に変更となる可能性があります。

(2) 今後のスケジュール (案)

12月～1月上旬：各地区で協定内容について検討し、変更等あれば、地元調整のうえ、地元委員と県事務局で課題等を整理

- 1月中～下旬 : 事務局事前協議
⇒各連合海区漁業調整委員会の日程、議題、調整等
- 1月下旬 : 香川海区漁業調整委員会委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会に向けた入会調整の最終確認、課題等の整理
- 2月中～下旬 : 各海区との連合海区漁業調整委員会
- 3月中 : 香川海区漁業調整委員会
⇒各連合海区漁業調整委員会の結果報告



愛媛、広島、岡山各連合海区漁業調整委員会について

1 連合海区漁業調整委員会の設置

都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定の目的のために、2以上の海区の区域を合した海区に連合海区漁業調整委員会を置くことができる。

根拠規定：漁業法第147条

(1) 設置されている連合海区漁業調整委員会

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

広島・香川連合海区漁業調整委員会

岡山・香川連合海区漁業調整委員会

(2) 開催状況

各連合海区漁業調整委員会とも、近年は、翌年度の入漁協定に関する協議等のために、2～3月頃に開催される。

2 連合海区漁業調整委員会の委員構成

連合海区漁業調整委員会は、委員をもって組織する。

委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもって充てる。

根拠規定：漁業法第148条第1項、第2項

3 各連合海区漁業調整委員会の委員数

(1) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる

(愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

(2) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。

(広島・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

(3) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

(岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規定第3条2項)

愛媛・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、愛媛海区、香川海区の2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2. 委員は、愛媛海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各6名の委員をもって充てる。
3. 委員会に書記若干名をおく。
4. 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2. 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3. 会長に事故あるときは、会長代理が職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2. 委員の三分の一以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に委員会の会議を招集しなければならない。
3. 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項ならびに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見易い方法によつて公示しなければならない。
4. 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2. 議事は、法令で定める場合を除くのほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この限りでない。

第8条 委員は議題について、自由に質疑しましたは意見を述べることができる。

2. 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己または同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 委員会の日時及び場所
2. 出席委員の氏名
3. 議事事項
4. 議事の要領
5. 議決の結果
6. その他重要事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第12条 愛媛海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるものほか必要な事項は、漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月17日から施行する。

広島・香川連合海区漁業調整委員会規程

(所掌事項)

第1条 広島・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令の定めるところにより、広島海区と香川海区との2海区の区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、広島海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会委員の中から選出された各6人の委員をもってあてる。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。

2 会長及び会長代理は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

第5条 委員会に書記若干名を置く。

2 書記は、会長の所属する海区漁業調整委員会の書記をあて、会長がこれを任免する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、招集者が決定しないときは、広島及び香川の両県知事が協議して招集することができる。

2 委員の3分の1以上が議案を示して会議の開催を請求したときは、会長は、その請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、7日前までに議事事項並びに会議の日時及び場所を委員に通知するとともに、適当な場所に公示しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第7条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定めるものを除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開する。

第8条 会議の議事は、第6条第3項の規定にもとづいて公示した事項に限つ

て議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、議事について自由に質疑し、または意見を述べることができる。

2 会長は、委員からの発言の要求があったときは、その要求の順序によつて、これを許可しなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があつたときは、会議に出席し、発言をすることができる。

第11条 会長は、つぎの事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長が指名した出席委員2人以上がこれに署名しなければならない。

第13条 広島海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第11条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(公聴会)

第14条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、第6条第3項の規定を準用する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、会議の議決によって行う。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 (制定)

この規程は、昭和40年4月 5日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、昭和45年3月12日から施行する。

附則 (改正)

この規程は、令和4年2月10日から施行する。

岡山・香川連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 岡山・香川連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法その他法令に定めるところにより、岡山海区と香川海区の2海区区域にまたがる漁業に関する事項を処理する。

(事務所所在地)

第2条 委員会の事務所は、会長の属する海区漁業調整委員会内に置く。

(委員会)

第3条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員は、岡山海区及び香川海区の両海区漁業調整委員会の中から、その定めるところにより選出された各10名の委員をもって充てる。

3 委員会に書記若干名を置く。

4 書記は、会長がこれを任免する。

第4条 委員会に会長及び会長代理を置く。会長及び会長代理は、委員が互選し決定する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長代理がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。会長に事故あるときは、会長代理が招集する。

2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求があった日から7日以内に、委員会の会議を招集しなければならない。

3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長はあらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によって公示しなければならない。

4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、法令で定める場合を除くほか、出席委員の過半数をもってこれを決定する。可否同数の時は、会長がこれを決定する。

第7条 委員会の議事は、第5条第3項によって公示した事項に限って決議するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項は、この

限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって、会長はこれを許可しなければならない。

第9条 委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については議事に参与することができない。ただし、委員会において承認したときは会議に出席し、発言することができる。

第10条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議事の要領
- (5) 議決の結果
- (6) その他重要な事項

第11条 議事録は、会長及び会長が指名する出席委員2名以上がこれに署名しなければならない。

第12条 岡山海区漁業調整委員会及び香川海区漁業調整委員会は、第10条の議事録をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決により行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は漁業法を適用する。漁業法に規定のない事項は、会長が定める。

附 則 この規程は、昭和38年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年2月16日から施行する。

令和4年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表

(令和4年2月17日協定)

愛媛海区から香川海区への入漁内訳				令和3年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	愛媛県漁協支所名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 船びき網	17	6. 1~ 翌1.15	古三崎から百賀島高頂見通し線以南の海面。 ただし、九十九山高頂から宇治島西端見通し線 及び余木崎から大鳶島頂見通し線以東の海面を除く。		島江 三川寒川	17	8 6
		5. 15~ 翌1.15	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から豊島北 端を見通した線以南の海面。 ただし、余木崎から大鳶島頂見通し線以東の海面 を除く。				
さわら流網	7	4. 20~ 6. 15 9. 1~ 11. 30	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から円上島 頂見通し線以南の海面。		寒川	7	7
さつば刺網	3	8. 1~ 11. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	3	0
きす・かます 刺網	10	6. 1~ 11. 30	"	"、午前中は 操業禁止	川之江	10	10
かれい・こち 刺網	6	5. 1~ 6. 30	"	地元と協調して 操業すること	川之江	6	6
かに建網	20	8. 20~ 10. 31	"	"	川之江	20	20
たい・はも・ あなご延縄	13	1. 1~ 12. 31	"	"	川之江	13	13
小型機船 底びき網 (手縄第2種) (手縄第3種)	現有隻数	1. 1~ 12. 31	観音寺市・三豊市境界（旧三ツ岩）から高井神 島北端見通し線以南の海面。ただし、禁止区域を 除く。				

令和4年度 愛媛・香川連合海区入漁協定表

(令和4年2月17日協定)

香川海区から愛媛海区への入漁内訳				令和4年度内訳			
漁業種類	入漁数 統	漁業時期	操業区域	条件	漁協名	協定数 統	許可数 統
瀬戸内海機船 底びき網	27	5.15～翌1.15	仏崎から江の島東端見通し線以東の海面。 ただし、円上島高頂から大崎見通し線以北を除く。	三豊市(旧大浜) 三豊市(旧仁尾町) 観音寺 伊 西かがわ(旧豊浜町)		27	0 1 0 15 0
ローラー 吾智網	11	1.1～12.31 (従来の入漁区域) 11隻 5.1～5.31 (入漁拡張区域) 6隻	高井神島北端と津波島北端と横島を結ぶ線、弓削島クシ山と御高頂 代島西端を結ぶ線、魚島南端とび津波島北端から明神島北端 と津波島南端を結んだ線及び津波島南端から明神島高頂見 見通し1,000メートルの点と津波島南端から明神島高頂見 通し500メートルの点を結ぶ線の5直線に囲まれた区域。	詫 間(旧箱浦) 三豊市(旧大浜) 三豊市(旧三崎)		11	0 0 0 0 0
さわら流網	19	4.1～7.31 9.1～11.30	燧灘海面 (旧越智郡西部海面を除く)	三豊市(旧栗島) 〃(旧志々島) 詫 間(旧詫間) 三豊市(旧箱浦) 観音寺 伊 西かがわ(旧大野原) 吹 島 与		19	0 0 0 0 6 0 11 0
小型機船 底びき網 (手縄第2種) (手縄第3種)		現有三豊 市・観音寺 市内の許可 も有するも	仏崎から魚島東端見通し線以東の海面。 ただし、禁止区域を除く。	三豊市内と観音寺市 内の各漁協		365	

令和4年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表

広島→香川

(令和4年2月10日協定)

漁業種類	統数	漁業時期	操業区域	漁協名	R 3年度実績		備考
					協定数	許可統数	
瀬戸内海機船びき網	10	自 7月 1日 至 12月 31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線によってはさまれた北西の海面。	走島	10	10	・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
さごし巾着網	7	自 6月 1日 至 7月 31日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線によってはさまれた北西の海面。	走島	7	7	・許可申請に当つては所属組合の組合長の意見書を添付すること。 ・入漁操業時には香川県の指定する標識を掲げること。
きすさし網	48	自 6月 1日 至 7月 31日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島 浦島 鞆の浦	40 5 3	40 5 3	0 0 1
さわら流しさし網	2	自 4月20日 至 6月15日 及び 自 9月 1日 至 11月30日	大浜防波堤から大股島山頂見通し線と大飛島南端から伊吹島北端見通し線によってはさまれた北西の海面。	走島	2	2	0
まながつお流しさし網	10	自 6月 1日 至 9月 30日	三崎突端から江ノ島南端見通し線以北と古三崎から田島東端見通し線以南の香川県海面。	走島	10	10	1
いかなご込網	30	自 3月 1日 至 4月 30日	六島南端、三崎突端、魚島北端を順次に結んだ線以北の海面。ただし、陸岸から1,000メートルの区域を除く。	走島	30	30	0
延なわ	20	自 1月 1日 至 12月 31日	旧西讃海面。 (三豊市、観音寺市地先海面)	吉和 鞆の浦	10 10	10 10	0 0
	251	自 1月 1日 至 12月 31日 自 12月 1日 至 翌年3月 31日	六島南端から三崎突端を結んだ線以西並びに江ノ島南端と円上島北端を結ぶ線の中央点から三崎突端を見通す線以北の海面。	鞆の浦 走島 横島 吉和 尾道 千年 因島市 浦島	67 40 32 25 25 60 14 2	67 40 32 25 25 60 14 2	14 5 9 9 9 18 3 0
小型機船 底びき網	手縄第2種				小計	251	251
	手縄第3種				計	378	378
							80

令和4年度広島・香川連合海区漁業調整委員会入漁協定表

香川⇒広島

漁業種類	統數	漁業時期	操業区域	漁協別内訳	R 3年度実績		備考
					協定数	許可統數	
瀬戸内海機船びき網	27	自 7月 1日 至 12月 31日	古三崎から田島東端見通し線と加治屋島高頂から百貫島高頂見通し線以南及び田島東端から江ノ島北端見通し線以東の広島県海面。	伊吹	19	19	15
				三豊市 (旧大浜) 観音寺	1	1	0
				西かがわ (旧豊浜町) 三豊市 (旧仁星町)	3	3	0
				小計	27	27	16
流し刺し網	19	自 4月 20日 至 6月 20日 自 6月 21日 至 10月 31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地主先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	三豊市 (旧栗島、旧志々島) 西かがわ (旧大野原) 観音寺 詐間 (旧箱浦) 伊吹	4 2 6 1	4 2 6 1	0 0 6 0
				小計	19	19	12
				三豊市 (旧志々島)	9	9	0
				三豊市内、観音寺市内各漁協	320	320	77
たこ壺	9	自 5月 1日 至 12月 31日	田島東端から円上島見通し線以東の広島県海面。	大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。			
				大飛島南端、走島南端、横島南端、百貫島高頂を順次結んだ線以南の広島県海面。ただし、福山市走島、同市宇治島及び同市瀬戸田町地先海面を除く。			
				詐間 (旧箱浦) 三豊市 (旧三崎) 小計	2 1 3	2 1 3	0 0 0
				詐間 (旧箱浦) 三豊市 (旧三崎) 三豊市 (旧志々島)	8 8 386	8 8 386	詐間 (旧箱浦) ⁹ 、三豊市 (旧三崎) 2、三豊市 (旧志々島) 2 のうち
ごち網	3	自 4月 20日 至 5月 31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地主先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詐間 (旧箱浦) 三豊市 (旧三崎) 小計	2 1 3	2 1 3	0 0 0
いかなご袋持網	8	自 3月 1日 至 3月 31日	旧備後海区海面。 (三原市、尾道市、福山市地主先海面。ただし、尾道市瀬戸田町地先海面を除く。)	詐間 (旧箱浦) 三豊市 (旧三崎) 三豊市 (旧志々島)	8 8 386	8 8 386	詐間 (旧箱浦) ⁹ 、三豊市 (旧三崎) 2、三豊市 (旧志々島) 2 のうち
計	386				386	386	105

令和4年度岡山・香川連合漁区入漁内訳

岡山→香川 1

(令和4年2月16日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統計数	組合別内訳	漁業時期(自~至)	操業区域	3年度許可数	備考		
東部	小型機船底びき網	19	胸上 19	1. 1 ~ 12. 31	直島東部海面	胸上 19	許可を要す S41. 4. 8直島・胸上漁業協定		
北区	日生町伊久惣朝岡小胸	241	日生町伊久惣朝岡小胸	手縄第2種(えびこぎ網漁業に限る) 1. 1 ~ 12. 31 手縄第3種(そろばんこぎを除く) 10. 15 ~ 翌4. 15	小豆島北部香川県海面		相互入会 操業条件はRS. 3. 18 岡山・香川連合委協定のとおり		
(一)玉野市以東の関係組合	さわら流しさし網	30	たまの 30	5. 1 ~ 7. 31	大槌島・大槌島以東の旧中讃海面	たまの 1	許可を要す 日日比26統の内、同時操業は16統以内とする		
		2	胸上 2	5. 1 ~ 7. 31	小槌島・大槌島以東の旧中讃海面	胸上 2	許可を要す		
		72	日生町牛久惣朝	5. 1 ~ 7. 31	小豆島・千振島以東の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)		
		15	牛窓町日	5. 1 ~ 7. 31	小豆島・千振島以西の香川県海面		相互入会 S37. 3. 8東讃・岡山連合委協定 (操業方法は別途協議のとおり)		
	まながつお流しさし網	4	胸たまの 2	6. 1 ~ 9. 30	直島・豊島地先海面	たまの 2 (計 4)	許可を要す		
いいだこっぽなわ		3	胸上 3	5. 1 ~ 12. 31	豊島家浦地先海面	胸上 3	許可を要す		
まきえ釣り		1	胸上 1	12. 1 ~ 翌4. 30	豊島家浦地先海面	胸上 1	許可を要す S38. 5. 8香川・岡山連合委協定		
まだこ釣り		7	たまの 7	1. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	たまの 3	許可を要す		
		5	たまの 5	4. 1 ~ 12. 31	直島地先海面	たまの 5	許可を要す		

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 2

(令和4年2月16日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統合組数	内訳	漁業時期 (自~至)	操業区域	3年度許可数	備考		
中 部 地 区	小型船舶底びき網	135	児島島浦吹上 31 第一田之浦吹上 9 第一田之下津 8 第一田之下津井 24 第一田之下津井 53 第一田之下津井 10	手縄第2種(えびひごこぎ)網漁業 (に限る。) 1.1~12.31	大槌島南端、鍋島灯台、本島南端を結んだ線、 東に半天島西端からフクベ島、ハシカミ島、手 島基平島を結んだ線以北の香川県海面	児島島浦吹上 14 第一田之浦吹上 4 第一田之下津 8 第一田之下津井 15 第一田之下津井 8 (計 51)	許可を要す。		
(一 倉 敷 市 児 島 地 区 関 係 組 合)	ご ち 網	31	児島 31	手縄第2種(えびひごこぎ)網漁業 (に限る。) 1.1~12.31	高松市大槌島東部地先海面		相互入会 地元関係漁協間の協定を要する 同時操業は10統以内とする		
	い か な ご ど き 網	1	児島 9 児島下 1	4.20 ~ 8.31	塩飽海面	児島津 2 児島井西 2 (計 4)	許可を要す。 S43. 3.26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す。		
	い か な ご ど き 網	6	第一田之浦吹上 1 第一田之下津 1 第一田之下津井 2 第一田之下津井 1	2. 1 ~ 6.30 (ただし丸龜地先沖を除く)	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 島海面(ただし丸龜地先沖を除く)	第一田之浦吹上 0 第一田之下津 0 第一田之下津井 1 第一田之下津井 2 第一田之下津井 1 (計 4)	許可を要す。		
	餌料いわし込網	6	第一田之浦吹上 1 第一田之下津 1 第一田之下津井 2 第一田之下津井 1	7. 1 ~ 7.31	塩飽海面	第一田之浦吹上 0 第一田之下津 0 第一田之下津井 1 第一田之下津井 1 (計 3)	許可を要す。		
	い か な ご ど き 網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 第一田之下津 1 第一田之下津井 2 第一田之下津井 1	4.20 ~ 5.31 (ただし丸龜地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 島海面(ただし丸龜地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	児島島浦吹上 1 第一田之浦吹上 1 第一田之下津 2 第一田之下津井 1 第一田之下津井 1 (計 7)	許可を要す。		
	ま な が つ お 込 網	9	児島 3 第一田之浦吹上 2 第一田之下津 1 第一田之下津井 2 第一田之下津井 1	6.15 ~ 8.31	室木島、大槌島、小槌島を結んだ線以西の旧中 島海面(ただし丸龜地先沖を除く) (許可証裏面図示 のとおり)	児島島浦吹上 1 第一田之浦吹上 1 第一田之下津 2 第一田之下津井 1 第一田之下津井 1 (計 7)	許可を要す。		
	大 型 い か 込 網 〔 ま な が つ お 込 網 〕	2	児島 1 児島下 1	大型いか込網 まながつお込網 4.20~6.20 6.21~8.31	高松沖海面	児島 1 児島下 0 (計 1)	S40.5.7及US40.7.6高松市沖 相模正協議会協定により5統か ら2統に減船 許可を要す。		

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 3

岡山海区から香川海区への入漁内訳									
地区名	漁業種類	統合数	組合別内訣	漁業時期(自~至)		操業区域		3年度許可数	
				5. 1 ~ 7.31	6. 1 ~ 9.30	塩飽海面	塩飽海面	島浦吹上	島浦吹上
中音子地区	さわら流しさし網	23	島浦吹上 見第一田之浦吹上 本第一津井下 第一津井下	4 2 6 1	5. 1 ~ 7.31	塩飽海面	島浦吹上 見第一田之浦吹上 本第一津井下 第一津井下	0 2 3 1	0 (計 16)
かに地区	まながぶつお流しさし網	11	島浦吹上 見第一田之浦吹上 本第一津井下 第一津井下	3 1 5 1	6. 1 ~ 9.30	塩飽海面	島浦吹上 見第一田之浦吹上 本第一津井下 第一津井下	0 1 5 1	0 (計 8)
まかり巻きさし網	たこばね	3	第一津井	1	8. 1 ~ 10.31	手島西南海面	第一津井	1	許可を要す
たこつぼなわいいだこつぼなわい	たこつぼなわい	22	第一津井	3	11. 1 ~ 12.31	広島地先海面	第一津井	3	許可を要す
い	い	3	第一津井	4	5. 1 ~ 12.31	塩飽海面	第一津井	3 6 1	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
い	い	10	第一津井	2	5. 1 ~ 12.31	西塩飽海面	第一津井	0 1	許可を要す 地元関係漁協間の協定を要す
い	い	1	第一津井	1	12. 1 ~ 翌4. 30	広島・手島間の海面	第一津井	2 1 4	許可を要す (計 7)
い	い	1	第一津井	1	1. 1 ~ 4. 30	高見島北部海面	第一津井	1	許可を要す S40. 3. 12高見・第一津井漁協協定
い	い	1	第一津井	1	1. 1 ~ 4. 30	本島東部海面	第一津井	1	許可を要す S40. 3. 16本島・第一津井漁協協定
い	い	1	下西	1	1. 1 ~ 4. 30	手島北部海面	下西	0	許可を要す S41. 4. 10小手島・下津井・下西漁協協定
い	い	2	第一津井	2	1. 1 ~ 4. 30	与島地先海面	第一津井	2	許可を要す S43. 3. 26香川・岡山連合委協定 地元の同意を要す

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 4

(令和4年2月16日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳										
地区名	漁業種類	統数	組合別内訳	漁業時期(自~至)	操業区域	3年度許可数			備考	
中 部 地 区	あなご延ねわ	9	児島浦吹上1 第一田之浦吹上6 本田之浦吹上2	1. 5 ~ 3.31	小豆島東部海面	児島 第一田之浦吹上0 本田之浦吹上0	0	4	許可を要す S47.12.26内海町・児島地区関係 漁協定	
		20	児島浦吹上3 第一田之浦吹上6 第一田之下津井 本第下津井 本第下下	1. 1 ~ 12.31	本島、与島、小与島、小瀬居島、牛島に より囲まれた海面	児島 第一田之浦吹上1 本田之浦吹上3 第一田之下津井 本第下下	1	3	許可を要す S45.3.18姫島漁連・児島地区漁 連協定	
一 倉 敷 市	たいらぎ潛水器	23		12. 1 ~翌4.20	塩飽諸島(高見島周辺1500メートルの海面を除く) 先海面、多度津町(ただし白方地先を除く)		別紙(1)のとおり		許可を要す 協定間ににおいて調整が成 立したもの	
児 島 地 区 関 係 組 合	みるくい なみがい 潜水器			12. 1 ~翌4.20	(集) (1)塩飽諸島(2)坂出市(3)宇多津町(4)丸 龜市(5)多度津町 (但し許可能裏面図示のとおり) (集) 六島南端手島西北端広島北端、弁天島 懸石島を直線で順次結んだ線以北の海 面 (ただし共同漁業権の区域を除く) (許可記裏面図示のとおり)	別紙(2)のとおり				許可を要す 協定間ににおいて調整が成 立したもの
	点火(火はさこ突)	7	第一田之浦吹上3 本田之浦吹上3 本第下下	1. 1 ~ 12.31	塩飽海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	第一田之浦吹上 本第下 西	2	3	許可を要す S47.1.1 (計 6)	
		1	児島1	1. 1 ~ 12.31	本島、与島地先海面 (ただし魚礁設置区域を除く)	児島	1	1	許可を要す	

令和4年度 岡山・香川連合海区入漁内訳

岡山→香川 5

地区名	漁業種類	統計数	組合別内訳	漁業時期 (自~至)	操業区域		3年度許可数	備考
					島	島地先海面		
中音地区	かにすくい網	40	児島第一田之浦吹上 本田之浦吹上 下津井西	1. 1 ~ 12.31	児島第一田之浦吹上 下津井西	0 5	0 5	許可を要す
まきえ釣り	まだこ釣り	8	児島第一田之浦吹上 本田之浦吹上 下津井西	1. 1 ~ 12.31	児島第一田之浦吹上 下津井西	1 1	(計) 2	許可を要す
一倉販売市	児島地区関係組合	220	児島第一田之浦吹上 本田之下津井西	4. 1 ~ 12.31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	東塩飽海面 (旧与島村、旧本島村)	21 29 28 12 38 20	(計) 48	許可を要す
		34	児島第一田之浦吹上 本田之下津井西	4. 1 ~ 12.31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	西塩飽海面(広島以西)	2 3 4 1 1 7	(計) 17	許可を要す
		16	児島第一田之浦吹上 本田之下津井西	4. 1 ~ 12.31 ただし 9. 1 ~ 9. 30を除く	児島第一田之浦吹上 下津井西	1 1 2 2 1 1	(計) 7	許可を要す
		69	児島第一田之浦吹上 本田之下津井西	4. 1 ~ 12.31	直島地先海面	5 4 2 2 6 0	(計) 19	許可を要す

令和4年度 岡山・香川連合海区入漁協定表

岡山→香川 6

(令和4年2月16日協定)

岡山海区から香川海区への入漁内訳

地区名	漁業種類	統計数	組合	内訳	漁業時期(自~至)	操業区域	3年度許可数		備考
							県境付近海面	相互入会	
西音地区	小型機船底びき網	217	黒崎連島 寄島 大島 笠岡市	34 81 15 87	手縄第2種 (えびこぎ網漁業 に限る) 1. 1 ~ 12. 31	県境付近海面			相互入会
					手縄第3種 (そろばんこぎを 除く) 12. 1 ~ 翌3. 31	協定書のとおり えびこぎ網漁業以外の 手縄第2種 1. 1 ~ 12. 31			相互入会 S60. 2. 28 岡山・香川連合委協定
さわら流しさし網		18	黒崎連島 寄島 大島 笠岡市	2 12 4	5. 1 ~ 6. 30	県境付近海面 (流場はいすれも高見島以西の海面)			相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
かに建網		6	黒崎連島 寄島 笠岡市	1 5	8. 1 ~ 10. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)			相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
こち・げた建網		6	寄島 笠岡市	2 4	5. 1 ~ 7. 31	県境付近海面 (旧西讃海区)			相互入会 S37. 4. 18西讃・岡山連合委協定
まきえ釣り		6	笠岡市	6	1. 1 ~ 12. 31	佐柳島周先海面	笠岡市 1	許可を要す	
まながつお流しさし網		5	笠岡市 大島 寄島	2 1 2	6. 1 ~ 9. 30	高見島、佐柳島、小手島以西の海面	笠岡市 2 大島 1 寄島 2 (計 5)	許可を要す	
		1	黒崎連島	1	6. 1 ~ 9. 30	手島、小手島北海面	黒崎連島 1	許可を要す	

令和4年度岡山・香川連合漁協定表

香川→岡山 1

香川海区から岡山海区への入漁内訳

(令和4年2月16日協定)

地区名	漁業種類	統計数	組合別内訳	漁業時期(自～至)	操業区域	3年度許可数	備考
東部	小型機船底びき網	141	土庄中央 四海浦 唐津港 内海	35 69 11 19	岡山市と玉野市の境界から岡山県と兵庫県との境界までの岡山県海面 (旧和氣・邑久海区海面)	手縄第2種 1.1～12.31 手縄第3種 10.16～翌4.16	相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり
	さわら流網	4	土庄中央	4	岡山市と玉野市の境界から小豆郡土庄町豊島 虹崎見通し線以東の岡山県海面	6.1～7.31	相互入会
西部	まながつお流網	3	香西	3	玉野市地先海面 (ただし、錐立地先海面を除く)	5.1～11.30	許可を要す
	はえなわわ	7	与島	7	玉野市地先海面 (ただし、錐立地先海面を除く)	6.1～9.30	許可を要す
中部	小型機船底びき網	70	与島	70	玉野市、倉敷市尼島地先海面 (ただし、島と島の間及び水島特定期区域を除く)	1.1～12.31	許可を要す
	はえななな	58	与島	42 本島 16	玉野市、倉敷市尼島地先海面 (ただし、島と島の間及び水島特定期区域を除く)	1.1～12.31	許可を要す
北部	18	与島	18		倉敷市尼島地先海面	1.1～12.31	許可を要す
	112	高松市瀬戸内	112		玉野市日比地先海面	9.1～10.31	許可を要す
西部	164	坂出市	8 宇多津 丸巻 本多 白方 多度津 町 高見	8 8 10 29 16 10 11	玉野市日比地先海面 瀬戸内海面	1.1～12.31	相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は12統以内とする
							相互入会 操業条件はR3.3.18 岡山・香川連合委協定のとおり 同時操業は15統以内とする

令和4年度岡山・香川連合海区入漁協定表

香川→岡山 2

(令和4年2月16日協定)

香川海区から岡山海区への入漁内訳

香川海区から岡山海区への入漁内訳							
地区名	漁業種類	統數	組合別内訳	漁業時期 (自~至)	操業区域	3年許可数	備考
中音	たいらぎ潜水器 みるくい】潜水器 なみみがいな	35	備讃瀬戸といらぎくい潜水器 みのう業同業組合で決定した統	12. 1 ~翌4.20	倉敷市児島地先海面	別紙(1)のとおり	許可を要す 地元関係漁協間ににおいて調整が成立したもの
地	まきえ釣網	5	与島	1. 1 ~ 12.31	倉敷市児島地先海面	与島 1	許可を要す
区	さわら流網	7	与島	1. 1 ~ 12.31	玉野市地先海面 (ただし、日高見町地先海面を除く)	与島 1	許可を要す
西音	さわら流網	1	与島	1. 1 ~ 12.31	玉野市地先以西、倉敷市児島に至る地先海面	与島 0	許可を要す
北	まながつお流網	46	与島 宇多津 丸亀市 本多度津町 多度津町高見	6. 1 ~ 6.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の水 鳥	与島 宇多津 丸亀市 本多度津町高見 多度津町高見 (計 10)	許可を要す
北音	さわら流網	4	多度津町高見	5. 1 ~ 11.30	倉敷市下津井瀬戸、白石瀬戸を通ずる航路以 南の海面で、手島甚平鼻から番所鼻見通し練 以西北木島間の岡山県海面	多度津町高見 4	許可を要す
北北	まながつお流網	46	坂出市 与島 宇多津 丸亀市 多度津町高見	6. 1 ~ 9.30	岡山県倉敷市下津井灯籠鼻から笠岡市島じょ 部東部に至る県境付近海面	三豊市 0	相互入会 操業条件はS65. 4. 1
北北音	さわら流網	2	三豊市	5. 1 ~ 7.31 9. 1 ~ 11.30	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の岡 山県海面	三豊市 0	許可を要す
北北北	点火ほこり	4	本島	6. 1 ~ 7.31	番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県 境付近海面		相互入会
北北北音	小型機船底びき網	78	三豊市 観音寺	11. 1 ~ 翌2月末 1. 1 ~ 12.31	北木島、白石島、大飛島、小飛島各島周辺海 面	本島 3	許可を要す
					番所鼻から下水島西端見通し延長線以西の県 境付近海面		相互入会

第45回瀬戸内海広域漁業調整委員会について（報告）

日 時：令和4年12月9日（金） 13:30～16:00

場 所：香川県漁業協同組合連合会 中会議室（Web会議）

参加者：委員12名（当県から嶋野勝路委員が出席、徳島県岡本委員が欠席）ほか50名

1 会長の互選について

農林水産大臣選任委員で北海道大学名誉教授の今井委員を会長としてはどうかとの意見があり、他の委員から特段の意見がなかったため、今井委員が会長に互選された。

2 広域魚種の資源管理について

2-1 サワラ瀬戸内海系群について

水産研究・教育機構より、2021年の漁獲量は2,702トン、資源量は10,218トンであり、資源量は増加傾向であるとの説明があった。ほか、瀬戸内海漁業調整事務所より、瀬戸内海におけるさわらの資源管理措置の状況について説明があった。

《質疑応答》

嶋野委員より、近年の兵庫県はなつぎ網漁業によるさわら漁獲量増加について、香川県内の漁業者から資源への影響を心配する声があり、今後のはなつぎ網等の資源管理の在り方について、今年2月の「さわら検討会」において議論してほしいとの要望があった。

水産庁からは、新しい資源評価結果公開後の関係会議にて、議論する考え方との回答があり、「さわら検討会」において議論するかについては、検討したいとのことであった。

2-2 トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群について

水産研究・教育機構より、2021年の漁獲量は190トンと、2020年の158トンを上回ったものの、2021年の資源量は過去最少の721トンで減少傾向であるとの説明があった。

現状の資源管理の取組みでは資源は減少している状況であり、更なる資源管理の推進のため、地域の実情、実態を把握しながら、関係者が検討すべき課題について議論したいとのことであった。

3 太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示について

瀬戸内海漁業調整事務所より、新たな委員会指示となる沿岸くろまぐろ漁業の承認制について、承認条件や承認期間について、説明があった。

4 TAC魚種拡大に向けた検討状況について

瀬戸内海に関連する魚種・系群で「サワラ瀬戸内海系群」、「トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群」、「マダイ瀬戸内海東部系群」、「イカナゴ瀬戸内海東部」のMSYベースの資源評価等が今年12月に公表予定となっている。

5 令和5年度資源管理関係予算について

令和5年度資源管理関係予算（資源管理、不漁問題、加工・流通、基盤整備ほか）について、水産庁から説明があった。

